

論文

財産区有林の存続条件と今日的役割 —福岡県久山町猪野財産区を事例に—^{*1}

田中詩穂^{*2}・嶋田大作^{*3}・佐藤宣子^{*4}

田中詩穂・嶋田大作・佐藤宣子：財産区有林の存続条件と今日的役割—福岡県久山町猪野財産区を事例に— 九州森林研究 72：11－14，2019 本研究の目的は、福岡県久山町にある猪野財産区を対象に、社会情勢が変化している中で、なぜ入会林野を起源とした財産区有林が存続できているのか、また存続している財産区は現在どのような役割を果たしているのかを考察することである。調査は文献調査と聞き取り調査を行った。その結果、存続条件としては、①自治体から財産区制度が認知されていること、②猪野財産区は土地の貸付金という林業以外での収入があること、③財産区から行政区に補助金を出して地域活動を支援してきたことから行政区として財産区を維持することにメリットがあること、④猪野区のみとまりが強いことの4点が示唆された。また、財産区有林の木材が地域の神社の鳥居や神輿等に使われていることから、地域の伝統文化の維持にも貢献していることが明らかとなった。この役割を持続させていくためには、森林管理の担い手の継続的な確保が必要である。

キーワード：入会林野、森林管理、地域文化、財産区、久山町

I. はじめに

かつてムラを単位として住民が共同で管理・利用していた入会林野は、薪炭材や草肥の採取、放牧など生活に欠かせない資源の供給場所であった。しかし、薪炭材から化石燃料への転換といったエネルギー需要の変化や、木材価格の下落による林業の衰退によって、森林の利用が減り、管理が放棄されるようになった（山下，2011）。一方で、熱心に管理を続けているところもあり、協働的な土地管理に示唆を与えるものとして環境社会学や地理学、林業経済学など様々な研究分野で注目されている（浅井，2016；室田・三俣，2004；八百，1988）。入会林野は歴史的に様々な所有形態がみられるが、財産区有林は管理実態をアンケート等で把握しやすいこと、制度的に公共的な意味合いが付与されていることなどから、注目されている（泉ほか，2011）。

財産区とは市町村合併前の行政区を単位とした特別地方公共団体である。財産区は入会財産の管理や処分を市町村議会に代わって議決することができる。財産区が運営する上で二大原則があり、1つは「財産区住民の福祉を増進すること」、もう1つは「財産区のある市町村との一体性を損なわないこと」である。1つ目の財産区住民とは入会権利者だけでなく、その地域に住む住民も含まれている。後者は、財産区の収入を財産区住民で独占せずに、他の住民にも分けるべきとする考えである。そのため財産区は、地域で共同利用・管理する資源やその仕組みを意味するコモンズとしても注目が集まっている（泉ほか，2011）。

八百（1988）は、都市近郊である福岡県久山町を調査地とし、変容する都市近郊農村における入会林野の現代的な意義を検討した。その結果、財産区が収益をムラのために使うことでムラとし

てのみとまりがより強固になると述べている。

この先行研究が対象とした1980年代は、木材価格が低迷する前の時代であり、約30年経過した現在は、木材による収入が減少し、森林経営の収益が悪化している。本稿では、八百（1988）が対象とした同じ久山町の猪野財産区が、さらに変化した社会情勢の中でも、存続できている条件は何か、また現在財産区はどのような役割を果たしているのかを検討することを目的とする。

II. 調査方法

調査方法は、文献調査および聞き取り調査である。資料は、国勢調査、2010年世界農林業センサスの農業集落単位データが収録されている農業集落カード、森林簿データ集計の経営形態別森林面積、猪野財産区議会設置条例、猪野財産区運営規約を用いた。聞き取り調査では、町役場で財産区を担当している職員、猪野財産区長、猪野行政区長、猪野財産区役員を対象とした。

III. 久山町および猪野財産区の概要

1. 久山町の概要

久山町は1956年に山田村と久原村の合併によって誕生した。福岡市に隣接する都市近郊に位置し、猪野・上山田・下山田・草場・上久原・中久原・下久原・東久原の8つの行政区に分かれている。そのうち猪野と上山田と下山田の3行政区が1956年まで山田村であった。

久山町の人口は2017年10月時点で8,754人であり、年々増加している。土地面積は3,744 ha、森林面積は2,558 haと全面

*1 Tanaka, S., Shimada, D. and Sato, N.: The Conditions for the Endurance of the Property Ward forests and the Relevant Roles. — A Case Study of Ino Property Ward, Hisayama town, Fukuoka Prefecture —.

*2 九州大学大学院生物資源環境科学府 Grad. Sch. of Bioresour. and Bioenviron. Sci., Kyushu Univ., Fukuoka 819-0395, Japan

*3 福岡女子大学国際文理学部 Intl. Coll. of Arts and Sci., Fukuoka Women's Univ., Fukuoka 813-0003, Japan

*4 九州大学大学院農学研究院 Fac. of Agric., Kyushu Univ., Fukuoka 819-0395, Japan

積の7割程度が森林である(町役場提供資料)。久山町は1970年に町域の96%を市街化調整区域に指定し、無秩序な乱開発を防止する独自の土地利用計画を有している(久山町誌編纂委員会, 1996 a)。森林所有形態をみると、町有林304.7 haと財産区700.0 ha、県有林0.4 haで森林の公有林比率が38.1%と高い点の特徴である。財産区有林を保有するのは猪野財産区と久原財産区の2団体である。久原財産区は昭和の大合併時に設立した新財産区であり、明治からある町内の財産区は猪野財産区のみである。このことは、明治期に他の地区は市町村有林へ林野統一または個人分割されたものの、猪野は財産区を設置して猪野地区住民による林野利用が続けられたことを意味する。

2. 久山町における就業構造の変化

1985年と2015年の国勢調査(総務省統計局, 1987; 2017)を比較すると、1985年の国勢調査では303人(就業人口の8.7%)が農業に従事しており、15人(同0.4%)が林業に従事していた。2015年には農業従事者は162人(同4.2%)、林業従事者は5人(同0.2%)に減少、変わって福岡市の通勤圏内となり、1985年の第3次産業従事者数が2,187人(62.5%)だったのに対して、2015年の国勢調査では第3次産業従事者が2,873人(74.9%)と、12.4ポイント高まった。

3. 猪野区の概要

猪野区は猪野川上流の山間地に位置し、人口1,007人、353世帯(2016年時点)の行政区である(久山町, 2017)。行政区の運営組織として区長をはじめとした役員が日常の行政事務を行っている。行政区長は町政と区民のパイプ役であり、住民の世話役的存在である。八百(1988)の調査では、猪野区は久山町の他区よりも区としての結合が強いと報告されている。

猪野区の人口と世帯数の変化をみると、国勢調査で遡って行政区別に把握できた1995時点で1,105人302世帯(総務省統計局, 2014)であり、2015年時点で961人326世帯であった。久山町全体の動向とは異なって人口は減少しているものの、世帯数は増加している。近年では転入世帯もみられる。

猪野区にある伊野皇大神宮や猪野川およびその周辺の自然環境は四季折々に楽しめる観光の名所である。春には「ひさやま猪野さくら祭り」が行われ、多くの人が訪れる。2018年の「ひさやま猪野さくら祭り」では開催期間(3月31日、4月1日)で町内外から9,000人を超える人が来場した(久山町役場魅力づくり推進課, 2018)。

4. 猪野区における林業の歴史と就業構造の変化

久山町誌(1996 b)には「猪野は木で持つ、木は炭で持つ、山田上下米で持つ」という歌があることが記載されており、久山町の中で猪野区が木材や木炭を産する地区で林業が盛んだったことがわかる。

また、猪野区の財産区事務所には木製の植林記念碑(図-1)がある。記念碑には、1903年から1910年の明治後期に、区の財政が窮迫していたにもかかわらず、区債を発行して植林計画を実行したこと、こうした先人達の努力により、植林地の林産物は区民の経済を潤し、水源涵養により旱魃や水害も軽減したと書かれている。猪野区において区債を起すほどに植林意欲が高く、こうした明治期からの地元での造林活動が、猪野財産区を設立して林野管理を担う主体になる契機となった。

なお、1975年までは財産区が運営する製材所もあり、多くの住民が林業に従事し、財産区の林業活動が住民の就業を支えていた。しかし、製材所が閉鎖された後、林業への従事者が減少していったとのことだった。



図-1. 植林記念碑の写真(2017年11月, 著者撮影)

IV. 調査結果

1. 財産区の運営

猪野財産区は1889年(明治22年)の町村制施行時の旧猪野村と旧山田村が山田村へと合併する際に設置された旧財産区である。財産区の本質は山林であり、行政からの独立性が高い議会議制を採用している。町長や役場担当職員によると、町から財産区に金銭的補助はしていないものの、町内の森林を地区で守ってくれることを高く評価していた。

久山町猪野財産区運営規約によると、財産区の構成員(以下、権利者とする)として加入するには権利者の分家であることが条件である。財産区の運営は、権利者から選出された財産区長1名、副区長1名、会計1名、役員2名が担っている。

現在の権利者は猪野区全世帯(310世帯)中、123世帯である。八百(1988)の調査では権利者は312世帯中、159世帯であり、猪野区の住民数と財産区権利者数の差が約30年の間で開いていることが分かった。これは、権利者の分家のみには加入が認められるため転入世帯が加入できないこと、また権利者となる後継者がいないことで脱退する人がいることが主な原因である。財産区長によると、権利者は加入時に加入金を支払い、脱退する場合はその時点の加入金と同じ金額が返金される。年々加入金と脱退金の額が高くなっているため、加入時に払った金額より脱退時に返される金額の方が高い状態になっている。このことも、脱退者を増やす要因となっている可能性があると考えていた。

2. 財産区有林の管理状況

表-1は猪野区の所有形態別森林面積と割合である。猪野区にある森林の約半分(378.67 ha)を猪野財産区が管理していることが分かる。全国の財産区が保有する森林の平均面積は160 haであり(佐藤, 2012)、猪野財産区が管理している森林面積は大きいことが分かる。

聞き取り調査によると、財産区有林のスギ・ヒノキ人工林比率は約75%で、現在、主に収入間伐と切り捨て間伐を行っており、

基本的には財産区長（60代）と役員1名（50代）の2名が専門的に従事している。1980年段階では、権利者が年4回の作業奉仕が義務づけられており、「入会林野を維持するための作業が自区民の労働力によってはほまかないいうるのは、町内では猪野区のみである」（八百，1988）だったが、現在はその作業は行われておらず、この30年間で森林管理の作業形態が大きく変化していた。

財産区は林業の後継者を育成するために、25年程前に2つの若手グループを作った。1つは44歳までの権利者7人によるグリーンクラブ、もう1つは45歳から60歳までの権利者20名が入っている緑友会である。グリーンクラブのメンバーには猪野財産区の山について勉強してもらい、緑友会のメンバーには土日祝日に作業を手伝ってもらう。土日祝日は専業で働く2人と若手グループメンバー以外に、他の財産区役員も作業に参加している。

表-1. 猪野区の経営形態別森林面積と割合

	面積 (ha)	割合 (%)
県	0.1	0.01
町	74.9	8.98
個人	155.8	18.67
会社	4.4	0.52
学校	20.1	2.41
社寺	17.7	2.12
区	93.5	11.21
財産区	378.7	45.40
財産組合	67.3	8.07
共有	21.7	2.60

資料：久山町提供資料を基に作成

3. 猪野区における地域活動の実態

久山町役場職員によると、「ひさやま猪野さくら祭り」の開催は、町が猪野区に協力を要請して地元の協力を得て実施している。久山町は「ひさやま猪野さくら祭り」の他に2つのイベントを毎年開催しており、これら3つのイベントで町が行政区に協力を依頼しているのは猪野区だけであり、猪野区のコミュニティのまとまりが強いからお願いすることができることとであった。また、猪野区は役場への依頼事項がある場合、猪野行政区長を通して役場に要請する。このように猪野区の行政区としての連携が他の区よりも徹底されている。

次に、農業集落カード（農林水産省，2012）に掲載されている寄り合い数を地区別に分析した。寄り合いは「原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の人達が協議を行うため開く会合」（農林水産省，2012）のことをいう。八百（1988）は「村落社会を共同体として維持するためには指導者を中心とした自治能力が必要である。そのための機能が寄り合いであり、寄り合いは村落社会の意思決定や、上部組織からの伝達を行う場として機能していた」と述べている。表-2は八百（1988）が集落の自治能力の指標として用いた1980年時点と2010年時点の農業集落別寄り合い数を示している。2010年時点の寄り合い数が久山町内の農業集落で猪野区が27回と一番多く、30年前に比べ2倍以上となっている。2010年時点では町内の他農業集落よりも寄り合い数が多くなっている。

表-2. 久山町内の各農業集落の寄り合い数

	上久原	中久原	下久原	猪野	上山田	下山田
1980年	13	16	13	12	16	6
2010年	19	17	18	27	15	15

資料：農林水産省（2012）を基に作成

注：東久原行政区と草場行政区は旧炭鉱地域のため、農業集落カードに掲載されていない。

4. 財産区の財政構造と行政区との関わり

次に、財産区と行政区の関係を歴史的に整理した。

かつて、猪野行政区の運営費はすべて財産区の収益で賄われていた。「しかし、非権利者の増加により負担が増えたことに対して権利者から不満が出始めたため、1980年に会計上分離し」（八百，1988）た。行政区と財産区は会計上分離したものの、財産区有林が猪野地区の山林という意識は継続しており、財産区から行政区への年80万円の補助金は現在も続けている。現在、財産区から行政区への補助金は行政区の全収入の約1割を占める。猪野区の敬老会の費用は久山町がお金を補助するまで、行政区と財産区で折半していた。

現在、財産区の収入は立木及び素材販売収入と土地賃貸料の収入があり、両者の収入金額はほぼ1:1である。土地の賃貸は飲食店等に対してであり、福岡市民が訪れる観光スポットにもなっている。収入の詳細は非公表のため、提示することはできないが、収入は減少傾向にある。支出では、主に行政区への補助金と労働賃金があり、この支出額は収入によって支払うことのできる金額である。なお、権利者の加入金と脱退金は特別会計として計上している。

財産区は金銭以外にも地域に木材を提供している。猪野区のお祭りのときに使う子供神輿は財産区の木を使って地元住民が作っている。久山町主催の「ひさやま猪野さくら祭り」ではイベントとして丸太切りがあり、その際の丸太を財産区が提供している。また、伊野皇大神宮の遷宮の際に、鳥居が建て替えられるが、その鳥居に使う木材のために、財産区は100年生のスギを育成している。猪野区以外においても、久山町が設置した子育て支援センター「木子里（きっこり）」を木造で建設した際に、猪野財産区の木材を利用している。

また、区の全住民が参加する年に一度の草刈り作業の際は、住民が草刈りをしやすいように財産区と行政区の役員が事前に草刈り予定地を整備するなど、財政面だけではなく行政区の運営にも財産区が協力している。

以上のように、猪野財産区の木材やその収益によって、行政区の運営補助が行われ、地域の伝統文化である祭りや地域行事の維持、久山町の公共建築物の木材提供等がなされていた。

V. 考察

今回の調査から、財産区が存続できている条件と財産区が果たしている役割について考察する。

まず、財産区の存続条件についてだが、次の4つの条件があげられる。第1は、木材収入以外の収入があることである。木材価

格が低下している中で立木及び素材販売収入だけではなく、都市近郊という財産区有林の立地環境を活用した土地賃貸収入があり、それが収入の半分を占めていた。第2は、久山町が平成に合併していないことで、町行政が財産区運営に理解があることである。平成の市町村合併を機に財産区運営が困難になり、財産区としての運営を断念する事例が見られるが(齋藤・三俣, 2010), 久山町長と行政担当者は猪野財産区の存在を肯定的にとらえていた。第3は、財産区から行政区への補助があるため、行政区にとっては財産区が存続していることにメリットがあり、猪野地区の住民から財産区へ解散要求は出にくいという環境である。第4は、寄り合い数の多さに象徴される猪野区のまとまりの強さである。寄り合い数は村落社会の自治能力の指標とされ(八百, 1988), 2000年に導入された中山間地域等直接支払交付金など集落を単位に交付される補助金が増加したことで全国的に寄り合い数が増加していることが報告されている(橋口, 2013)。猪野地区は久山町の山間部に位置しており、条件不利な耕地が多く話し合う課題が多いと思われるが(農林水産省, 2018), 課題解決のために寄り合い回数を増加させて課題対応できていると考えられる。地区のまとまりについては、町職員への聞き取り調査からも指摘された。

次に、猪野区における財産区が果たしている役割は、2つの役割があったと考える。1つ目は地域の森林を管理する役割である。猪野財産区が管理する森林面積は378.7haであり、財産区が猪野区の森林面積の約半分を管理している。また本財産区有林の面積は、全国の財産区有林の平均面積と比べると、約2倍の広さであり、地域の森林管理をしていく上で重要な役割を担っていると言える。2つ目は伝統的な文化を守ることである。地域の祭りや建造物に財産区の木材を積極的に利用している。

今後、財産区が存続していくためには、森林管理を継続していく必要がある。現在、森林管理作業は主に2人で担われているため、後継者育成が必要となる。財産区でも後継者育成を課題と捉え、権利者有志の若手育成グループを結成し、勉強会や森林管理技術指導などの育成活動に取り組んでいた。しかし、母体となる権利者数自体が減少しているという実態にあった。今後、長期的な財産区の森林管理の継続を考えた場合、権利者数の増加や権利者以外の地域住民が財産区の管理に関わるような仕組みが必要だと考える。現在の財産区の規約では、新規加入できるのは分家のみであること、そして加入金と脱退金の金額が上昇していることが、権利者の加入を制限し、脱退しやすい環境を作ってしまった。権利者の減少を止めるには、財産区の規約改正も含めて検討するべきだと思われる。

30年間で権利者数や管理作業への就業者数の減少がみられた中で、継続している役割が財産区の文化的な役割であった。祭りや地域を象徴する文化的な建造物へ財産区の木材を提供し、権利者ではない猪野区の住民に加え、祭りの参加者へも便益をあたえている。更に、近年では久山町の公共建築物への利用もなされ、地元住民が猪野の木として認識する機会が増加している。そうした財産区有木材の文化的利用が地域住民の誇りや地域アイデンティティの醸成にどのように役立っているのかは、今後の研究課題としたい。権利者だけではなく、地域住民が現代的な役割を認識することが、先述した規約改正による権利者メンバーの再編を

検討するためにも重要だと思われる。

VI. 謝辞

本研究にあたって、快く聞き取り調査や資料提供に協力して下さった久芳菊司久山町長、只松信雄猪野財産区長、亀井隆行久山町田園都市課農林振興係担当職員、吉村正晴猪野行政区長、城戸信広財産区役員には大変お世話になりました。記して御礼申し上げます。

引用文献

- 浅井美香(2016) 森林管理における財産区制度の可能性 博士論文, 187 pp, 一橋大学, 東京
- 橋口卓也(2013) 日本農業の構造変動 2010年農業センサス分析, 224 pp, 農林統計協会, 東京
- 久山町(2017) DATA BOOK ひさやま2016—久山町町勢要覧 資料編—
- 久山町誌編纂委員会(1996 a) 久山町誌上巻, 58, 久山町
- 久山町誌編纂委員会(1996 b) 久山町誌下巻, 381-394, 久山町
- 久山町役場魅力づくり推進課(2018) 広報ひさやま5月号 Vol.566, 3, 久山町
- 泉留維・齋藤暖生・浅井美香・山下詠子(2011) コモンズと地方自治—財産区の過去・現在・未来—, 232 pp, 日本林業調査会, 東京
- 農林水産省(2012) 2010年世界農林業センサス農業集落カード CSV・PDF, 一般財団法人農林統計協会
- 農林水産省(2018) 中山間地域等直接支払制度中間年評価の概要(第4期対策), 4-6
- 室田武・三俣学(2004) 入会林野とコモンズ, 265 pp, 日本評論社, 東京
- 齋藤暖生・三俣学(2010) 日本森林学会大会発表データベース 121
- 佐藤宣子(2012) 現代林業 553: 14-19
- 総務省統計局(2014) <https://www.e-stat.go.jp/> (2019年1月10日利用)
- 総務省統計局(2017) <https://www.e-stat.go.jp/> (2019年1月5日利用)
- 総務庁統計局(1987) 昭和60年国勢調査報告第4巻第3次基本集計結果その3 40福岡県, 384, 総務庁
- 山下詠子(2011) 入会林野の変容と現代的意義, 272 pp, 財団法人東京大学出版会, 東京
- 八百俊介(1988) 地理科学 43(1): 51-62
(2018年11月15日受付; 2019年2月4日受理)